

実施方法	指定事業者による実施
対象者	◆通所型従前相当サービス対象者以外で専門職のサービスが必要な者
サービス内容	<p>◆必須サービス</p> <p>①基本事業（生活指導、日常動作訓練、健康チェック）</p> <p>②送迎</p> <p>◆選択サービス</p> <p>①創作的活動事業</p> <p>②入浴支援（自己負担）</p> <p>③食事支援（自己負担）</p> <p>◆回数 要支援1：週1回程度 要支援2：週1回から2回程度 事業対象者：週1回から2回程度</p> <p>※事業対象者の週2回程度の利用は判断基準を参照 ※利用者の状態に応じた必要な利用回数とする。</p> <p>◆時間：3時間以上</p>
ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施（ケアマネジメントA）
人員基準	<p>◆管理者 常勤・専従1以上</p> <p>※管理上支障がない場合、他の職務、他事業所等の職務に従事可能</p> <p>◆従事者 利用者15人まで専従1以上、15人超の部分専従0.2以上</p>
設備基準	<p>◆サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上）</p> <p>◆必要な設備・備品</p>
運営基準	<p>◆必要に応じて個別サービス計画の作成</p> <p>◆運営規程等の説明・同意</p> <p>◆従事者の清潔保持・健康状態の管理</p> <p>◆秘密保持等</p> <p>◆事故発生時の対応</p> <p>◆廃止・休止の届出と便宜の提供</p>
単価	<p>◆週1回程度 事業対象者・要支援1・要支援2 1,438単位／月</p> <p>◆週2回程度 事業対象者・要支援2 2,896単位／月</p> <p>※高齢者虐待防止未実施減算、業務継続計画未策定減算あり</p> <p>※加算なし</p>
利用者負担	1割～3割
限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象 （要支援者は国の基準どおり、事業対象者は要支援1の限度額）
事業者への支払	国保連合会経由で審査・支払